

地域生活支援拠点等整備検討部会報告

令和5年3月

1. 部会設置の目的等

地域生活支援拠点等（※）の整備推進について検討を行うもの

※「相談」、「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「専門的人材の確保・養成」、「地域の体制づくり」の5つの機能を確保したサービス提供体制。

2. 令和4年度の部会開催状況

	開催日	議題
第1回	令和4年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等事業所の認定基準等について ・今後の地域生活支援拠点等整備検討部会での検討事項
第2回	令和5年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等整備検討部会スケジュール等 ・緊急時受け入れ・対応拠点運用要領の見直し ・コミュニケーション支援員派遣事業実施要綱の見直し
第3回	令和5年2月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・協働型計画相談支援事業所と連携した地域の体制づくり ・地域生活支援拠点等整備の取り組み状況

3. 検討・協議内容

(1) 地域生活支援拠点等事業所の認定基準等について

- ・市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた短期入所事業所や訪問系サービス事業所等に対する加算制度を活用するため、地域生活支援拠点等事業所の認定基準や認定手続きについて協議。
- ・「地域生活支援拠点等整備促進に関する提言」でまとめられた基本要件を満たす事業所を認定する。

(2) 緊急時受け入れ・対応拠点運用要領等の見直し

- ・地域生活支援拠点等事業所の認定に伴い、緊急時の受け入れ・対応の機能を担う事業所の運用方法について協議。
- ・福岡市の委託により緊急時の受け入れ・対応を行う事業所（以下「委託緊急時受け入れ拠点」）は最終的なセーフティネットとし、地域生活支援拠点等の認定を受けた緊急時の受け入れ・対応の機能を担う事業所（以下「認定緊急時受け入れ拠点」）での受け入れ調整を優先する。
- ・認定緊急時受け入れ拠点もコミュニケーション支援員派遣事業の対象とする。

(3) 協働型計画相談支援事業所と連携した地域の体制づくり

- ・地域生活支援拠点等事業所の認定を受けた計画相談支援事業所と区障がい者基幹相談支援センターとの協働による相談支援体制の強化について協議。
- ・地域生活支援拠点等事業所の認定状況も踏まえながら、引き続き協働型の取り組みについて検討する。